

第 1 章 総 則

第 1 節 趣旨

この基準は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号。以下「施行令」という。)、水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「施行規則」という。)、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 14 号。以下「省令」という。)、水道施設の技術的基準を定める省令(平成 12 年厚生省令第 15 号)、静岡市水道事業給水条例(平成 15 年静岡市条例第 299 号。以下「条例」という。)及び静岡市水道事業給水条例等施行規程(平成 15 年静岡市企業局管理規程第 30 号。)に基づき、静岡市における給水装置工事の設計、施工方法等について別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第 2 節 給水装置の概念

給水装置は、水を使用する箇所、器具に直接供給するための装置であり、工事費を需要者に負担いただくものである。

また、給水装置の重要度は、他の水道施設に対していささかも劣るものでなく、水源から浄水・配水施設を経由し、精製された水を家庭の給水栓まで汚染されることなく給水しなければならない、水質保持のため厳しく規制されるのである。構造、材質等についても法令に基づき現地に最も適したものを選び、器具も規格品又は静岡市公営企業管理者(以下「管理者」という。)承認済みのものを使用することは当然であるが、給水装置において逆流や汚染を起こす原因となる管・器具の接続は極めて危険であり、十分留意し、未然に防止しなければならない。

第 3 節 用語の定義

1 配水管

配水池又は配水ポンプを起点として、給水区域内に配水するための管で水道事業者である静岡市上下水道局(以下「局」という。)が所有するものをいい、管径により、次に挙げる 3 種類に区分する。

(1) 配水本管

給水区域内に円滑に配水するための幹線で、口径 350mm 以上の管をいう(配水本管からの分岐は原則的にはできない。)

(2) 配水管

給水区域内の一定地区・地域に配水するための口径 50mm 以上 300mm 以下の管をいう。

(3) 配水枝管及び代用管

配水区域内の一定地区・地域の隅々まで配水するための口径 50mm 未満の管をいう。

2 給水装置

需要者に水を供給するために局の布設した配水管から分岐された給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

3 給水管

需要者に給水する目的で、配水管から分岐して布設された管をいう。

4 給水用具

給水用具とは、給水管に直結し、管と一体となって給水装置を構成する分水栓、止水栓、弁類、機器等の用具をいう。

5 受水槽以下の給水設備

受水槽以下の給水設備とは、配水管からの水道水を一旦受水槽に入れ、これをポンプで高置水槽に揚水するか、給水加圧ポンプ等で圧送し、配管設備によって飲料水を供給する設備をいう。

6 計画使用水量

計画使用水量とは、給水装置工事の対象となる給水装置で使用する水量をいい、給水装置の給水管口径決定等の根拠となる。

7 同時使用水量

同時使用水量とは、給水装置工事の対象となる給水装置内に設置されている給水用具のうちから、いくつかの給水用具を同時に使用することによってその給水装置を流れる水量をいい、一般的に計画使用水量は同時使用水量から求められる。

8 計画1日使用水量

計画1日使用水量とは、給水装置工事の対象となる給水装置の使用水量であって、1日当たりのものをいう。計画1日使用水量は、受水槽式の受水槽容量決定等の根拠となる。

9 クロスコネクション（配管誤接合）

一つの給水装置があるとき、これをほかの管、設備又は施設に接合することをいう。特に、水道以外の配管等との誤接合の場合、水道水中に排水、化学薬品、ガス等が混入する恐れがある。

10 給水装置の種類

（1）専用給水装置

1戸又は1か所で専用するもの

（2）共用給水装置

2戸以上又は2か所以上で共用するもの

（3）私設消火栓

消火用に使用するもの

11 給水装置工事の種別

（1）新設工事

水道を使用するため新規に給水装置を設置する工事

（2）改造工事

既設の給水装置の一部又は全部を変更する工事及び既設の給水装置に給水管、給水栓、給水用具等を増減する工事

（3）撤去工事

不要になった既設の給水装置を全部撤去する工事

（4）修繕工事

給水装置の部分的な破損箇所を原形に修復する工事